

※風俗営業所管理者講習の実施



シンボルマーク

○ 根拠規定、受講通知等

風俗営業所の管理者に対する講習は、風営適正化法第24条第6項の規定に基づき実施しており、風俗営業者は、3年に1回、管理者に定期講習を受講させなければなりません。平成28年度は、主として料理屋・お茶屋の管理者が対象となります。受講日の約1ヶ月前に、管理者講習通知書（はがき）を送付します。通知書を受けた営業者（法人代表者）の方は、必ず、管理者に受講させてください。

○ 講習会に持参する物

- ・ 管理者講習通知書
- ・ 風俗営業管理者証
- ・ 京都府収入証紙（2600円分）

（収入証紙は警察署又は京都府の出先機関で、あらかじめ購入し、会場に持参してください。なお、郵便局等で販売している収入印紙と間違えないようにご注意願います。

- ・ 印鑑、筆記用具

○ 講習を受ける際の注意事項等

- ・ 代理人の受講は認められません。
- ・ 営業者は、やむを得ない理由で当該管理者に受講させることができないときは、その理由、管理者の氏名、住所、営業所の名称及び所在地を記載した書面を講習日の10日前までに営業所の所在地を管轄する警察署生活安全係に提出してください。
- ・ 正当な理由なく受講させないときは、行政処分を受けることがあります。
- ・ 風俗営業を廃業している方は、管轄警察署生活安全係を通じて、速やかに許可証返納（廃業）の手続きをしてください。

平成28年度管理者講習実施予定

月日	講習種別	講習場所	管轄警察署	受講対象	
				種別	人数
7月8日	定期講習	宮津中央公民館	綾部	料理屋	約70人
			福知山	料理屋	
			舞鶴	料理屋	
			宮津	料理屋	
7月29日	定期講習	アミティ丹後	京丹後	料理屋	約70人
9月上旬	定期講習	未定	上京	お茶屋（上七軒）	約10人
9月上旬	定期講習	未定	東山	お茶屋（宮川町）	約40人
9月中旬	定期講習	未定	川端	料理屋	約80人
			東山	料理屋	
			伏見	料理屋	
			北	料理屋	
			西京	料理屋	
			宇治	料理屋	

9月下旬	定期講習	未	定	上京	料理屋	約60人
				中京	料理屋	
				下京	料理屋	
				右京	料理屋	
				南	料理屋	
				城陽	料理屋	
10月中旬	定期講習	未	定	東山	お茶屋(祇園甲部)	約75人
10月中旬	定期講習	未	定	五条	お茶屋(先斗町)	約40人
10月下旬	定期講習	未	定	東山	お茶屋(祇園東)	約15人
11月上旬	定期講習	未	定	下鴨	料理屋	約55人
				向日町	料理屋	
				田辺	料理屋	
				木津	料理屋	
				亀岡	料理屋	
				南丹	料理屋	
2月上旬	処分時講習	未	定			
2月下旬	未受講者講習	未	定			